

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 5月25日
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	mitsubishi motors corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長兼 C O O 相川 哲郎
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番 8号
【電話番号】	(0 3) 3 4 5 6 - 1 1 1 1 (大代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経営企画本部長 黒井 義博
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番 8号
【電話番号】	(0 3) 3 4 5 6 - 1 1 1 1 (大代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経営企画本部長 黒井 義博
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【発行登録書の提出日】	平成28年 5月12日
【発行登録書の効力発生日】	平成28年 5月20日
【発行登録書の有効期限】	平成30年 5月19日
【発行登録番号】	28 - 関東55
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 2,373億6,187万2,737円
【発行可能額】	2,373億6,187万2,737円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成28年 5月25日（提出日）である。
【提出理由】	臨時報告書及び平成28年 4月27日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を平成28年 5月25日に関東財務局長に提出した。これらの臨時報告書及び臨時報告書の訂正報告書の提出により、当該書類を平成28年 5月12日付で提出した発行登録書の参照書類とする。また、平成28年 5月12日に関東財務局長に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式」、「第一部 証券情報 第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件」、「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」及び「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」の記載について変更があったため、訂正発行登録書を提出するものである。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

【訂正内容】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

(略)

(注) 1. 当社は、平成28年5月12日(木)開催の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、日産自動車株式会社(以下「日産自動車」といいます。)との間の資本業務提携(以下「本提携」といいます。)の実現に向けて協議・検討を進めていくことに関する基本合意書(Basic Agreement)(以下「本基本合意書」といいます。)の締結及び日産自動車に対する第三者割当による新株式の発行(以下「本第三者割当」といいます。)について決議いたしました。本提携及び本第三者割当の実施につきましては、本基本合意書に基づき日産自動車と当社との間で提携契約が締結されること、本提携についての各国の競争当局の許認可、外為の許認可その他の規制当局の許認可を全て得られること、日産自動車による当社のデュー・ディリジェンス及び特別調査委員会による調査において、重大な悪影響があると合理的に見込まれる事実又は事象が発見されていないこと、日産自動車並びに三菱重工業株式会社(以下「三菱重工業」といいます。)、三菱商事株式会社(以下「三菱商事」といいます。)及び株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「三菱東京UFJ銀行」といいます。))の間で、当社の過半数の株式の保有を継続することや本提携を支持することを内容とする株主間契約が締結されること等が条件となっております。

(略)

(訂正後)

(略)

(注) 1. 当社は、平成28年5月12日(木)開催の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、日産自動車株式会社(以下「日産自動車」といいます。)との間の資本業務提携(以下「本提携」といいます。)の実現に向けて協議・検討を進めていくことに関する基本合意書(Basic Agreement)(以下「本基本合意書」といいます。)の締結及び日産自動車に対する第三者割当による新株式の発行(以下「本第三者割当」といいます。)について決議いたしました。また、当社は、本基本合意書に基づき、平成28年5月25日(水)開催の取締役会において、日産自動車との間で戦略提携契約(Strategic Alliance Agreement)(以下「本提携契約」といいます。)を締結することについて決議いたしました。本提携契約に基づき、本提携及び本第三者割当の実施につきましては、本提携についての各国の競争当局の許認可、外為の許認可その他の規制当局の許認可を全て得られること、特別調査委員会による調査が完了し最終報告書が提出されていること、日産自動車による当社のデュー・ディリジェンス及び特別調査委員会による調査において、重大な悪影響があると合理的に見込まれる事実又は事象が発見されていないこと、日産自動車並びに三菱重工業株式会社(以下「三菱重工業」といいます。)、三菱商事株式会社(以下「三菱商事」といいます。)及び株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「三菱東京UFJ銀行」といいます。))の間で、日産自動車が合理的に満足する内容の株主間契約が締結されること等が条件となっております。

(略)

2【株式募集の方法及び条件】

(2)【募集の条件】

(訂正前)

(略)

5. 本第三者割当は、本提携についての各国の競争当局の許認可、外為の許認可その他の規制当局の許認可を全て得られること等を条件としております。ただ、本発行登録書提出日時点では、全ての許認可を得られる時期を確定することができないため、払込期間を設定することとしております。割当予定先は、払込期間において、本第三者割当のための全ての条件が充たされれば、10営業日以内に、本第三者割当の払込みを実施する予定です。

(訂正後)

(略)

5. 本第三者割当は、本提携についての各国の競争当局の許認可、外為の許認可その他の規制当局の許認可を全て得られること等を条件としております。ただ、本発行登録書の訂正発行登録書提出日(平成28年5月25日)時点では、全ての許認可を得られる時期を確定することができないため、払込期間を設定することとしております。割当予定先は、払込期間において、本第三者割当のための全ての条件が充たされた後、可能な限り早く(但し、30日以内に)本第三者割当の払込みを実施する予定です。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(2) 割当予定先の選定理由

() 当社のこれまでの状況

(訂正前)

(略)

これを受けて、平成25年より品質改革推進運動「カスタマーファースト・プログラム」に取り組んでまいりました。しかし、平成28年4月20日付「当社製車両の燃費試験における不正行為について」で公表したように、当社製軽自動車の型式認証取得において、当社が国土交通省へ提出した燃費試験データについて、燃費を実際よりも良く見せるため、不正な操作が行われていたことや、国内法規で定められたものと異なる試験方法がとられていたことが判明しました(以下「本件不正行為」といいます。)。当社は、本件不正行為について客観的かつ徹底的な調査を行うため、同年4月26日に独立性のある外部有識者のみで構成される特別調査委員会を設置しており、現在、特別調査委員会により、事実関係の調査、原因分析及び再発防止策が検討されています。また、当社は、同年5月11日に本件不正行為に関し国土交通省に対して報告書を追加提出しております。

(略)

(訂正後)

(略)

これを受けて、平成25年より品質改革推進運動「カスタマーファースト・プログラム」に取り組んでまいりました。しかし、平成28年4月20日付「当社製車両の燃費試験における不正行為について」で公表したように、当社製軽自動車の型式認証取得において、当社が国土交通省へ提出した燃費試験データについて、燃費を実際よりも良く見せるため、不正な操作が行われていたことや、国内法規で定められたものと異なる試験方法がとられていたことが判明しました(以下「本件不正行為」といいます。)。当社は、本件不正行為について客観的かつ徹底的な調査を行うため、同年4月25日に独立性のある外部有識者のみで構成される特別調査委員会を設置しており、現在、特別調査委員会により、事実関係の調査、原因分析及び再発防止策が検討されています。また、当社は、同年5月11日に本件不正行為に関し国土交通省に対して報告書を追加提出しております。

(略)

() 本提携の内容等

(a) 資本提携の内容

(訂正前)

当社は、本第三者割当により、日産自動車を割当予定先として当社の普通株式506,620,577株(本第三者割当後の日産自動車の総議決権数に対する割合34.0%、発行済株式総数に対する割合34.0%)を発行する予定であり、日産自動車は、発行される新株式の全てを引き受けます。また、本第三者割当による新株式の発行により、日産自動車は、当社の主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当することとなります。

(訂正後)

当社は、本第三者割当により、日産自動車を割当予定先として当社の普通株式506,620,577株(本第三者割当後の日産自動車の総議決権数に対する割合34.0%、発行済株式総数に対する割合34.0%)を発行する予定であり、日産自動車は、発行される新株式の全てを引き受けます。また、本第三者割当による新株式の発行により、日産自動車は、当社の主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当することとなります。

日産自動車は、以下に記載の条件その他表明保証や義務の違反がないこと等の前提条件が充たされた後、可能な限り早く(但し、30日以内に)、本第三者割当に係る払込みを実施する予定です。

本提携についての各国の競争当局の許認可、外為の許認可その他の規制当局の許認可を全て得られること
特別調査委員会による調査が完了し最終報告書が提出されていること

日産自動車による当社のデュー・ディリジェンス及び特別調査委員会による調査において、重大な悪影響があると合理的に見込まれる事実又は事象が発見されていないこと

日産自動車並びに三菱重工株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行の間で、日産自動車が合理的に満足する内容の株主間契約が締結されること

(b) 業務提携の内容

(訂正前)

当社と日産自動車は、以下の項目について業務提携を推進することを合意しております。なお、業務提携の具体的な方針及び内容等については、今後、両社の間で協議を行う予定です。

- ・ 両社間の役員交流
- ・ 技術資源の相互共有
- ・ 軽自動車開発の継続
- ・ A S E A N地域における協力
- ・ 内燃機関（ I C E ）及び電気自動車のパワートレインの共有
- ・ 製造設備の利用
- ・ 購買シナジー
- ・ 販売金融及びアフターセールス

(訂正後)

当社と日産自動車は、本提携契約において、本提携が、法的に可能な範囲で長期かつ広範囲に亘って行われ、以下の事項を含む事業のあらゆる側面・地域におけるシナジーの継続的な追求を行うことを合意しました。

- ・ 既存、新規、将来の技術に係る研究開発
- ・ 車両、予備部品及び付属品を含めた製品の開発
- ・ 商品及びサービスの購入
- ・ 製品の製造
- ・ 当社と日産自動車の各ブランドを守りながら行う、販売金融やアフターサービス等の製品、技術及びサービスに係る流通、販売及びマーケティング

また、当社と日産自動車は、本提携契約において、法令を遵守しつつ、以下の事項を含めた両社間又は第三者との間での業務提携等を通じて本提携を推進することを合意いたしました。

- ・ 風洞設備等の研究開発施設や専門設備、車両組立工場、倉庫施設・流通設備、販売網、知的財産権等の、車両サプライチェーンの全ての段階における資産の共同利用
- ・ 共同研究開発
- ・ 共同購買
- ・ 製品の相互製造・相互供給
- ・ 製品のO E M
- ・ 相手方の顧客に対するサービスや製品の供給
- ・ 両社間の役員交流
- ・ 最善な業務慣行の共有
- ・ 相手方製品の評価

(c) 本基本合意書及び本提携契約の内容

(訂正前)

当社は、日産自動車との間で、本日付で本基本合意書を締結しました。本基本合意書において、当社が本第三者割当を行い、日産自動車がこれを全て引き受けることとしていますが、その条件は、当社及び日産自動車が締結する予定の提携契約（Alliance Agreement）（以下「本提携契約」といいます。）に従うものとしています。

当社及び日産自動車は、本基本合意書において、本提携契約について平成28年5月25日までに合意することを目的として、その内容を誠実に協議することとしております。当社及び日産自動車は、本基本合意書において、以下の内容を本提携契約に定めることに合意しております。

(略)

(訂正後)

当社は、日産自動車との間で、平成28年5月12日付で本基本合意書を締結し、また、平成28年5月25日付で本提携契約を締結しました。本基本合意書において、当社が本第三者割当を行い、日産自動車がこれを全て引き受けることとしていますが、その条件は、本提携契約に従うものとしています。

当社及び日産自動車は、本提携契約において、以下の内容に合意しております。

(略)

(d) 本提携の日程

(訂正前)

—	当社及び日産自動車の取締役会の決議日	平成28年5月12日
—	本基本合意書の締結	平成28年5月12日
—	本提携契約の締結	平成28年5月25日まで(予定)
—	日産自動車によるデュー・ディリジェンス	平成28年8月まで(予定)
—	本第三者割当に係る払込	平成28年10月頃(予定)(注)

(注) 日産自動車は、全ての条件が満たされたのち、10営業日以内に払込みを実施する予定です。

(訂正後)

—	本提携契約の締結に係る当社取締役会の決議日	平成28年5月25日
—	本提携契約の締結	平成28年5月25日
—	日産自動車によるデュー・ディリジェンス	平成28年8月まで(予定)
—	本第三者割当に係る払込	平成28年10月頃(予定)(注)

(注) 日産自動車は、全ての条件が満たされたのち、可能な限り早く(但し、30日以内に)払込みを実施する予定です。

(4) 株券等の保有方針

(訂正前)

日産自動車は、本基本合意書において、本第三者割当の実行日から3年間を経過するまでの間、当社株式を第三者(同社グループ会社を除く。)に対し譲渡しない旨を本提携契約に定めることを合意しております。

(略)

(訂正後)

日産自動車は、本提携契約において、本第三者割当の実行日から3年間を経過するまでの間、当社の事前の書面による同意がある場合を除き、当社株式を第三者(同社グループ会社を除く。)に対し譲渡しない旨を合意しております。

(略)

第二部【参照情報】

第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以後本発行登録書提出日(平成28年5月12日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について変更がありました。以下の内容は当該「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更箇所については_____ ̄で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載した将来に関する事項は、以下の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」に記載の事項を除き、当該事項は本発行登録書提出日(平成28年5月12日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以後本発行登録書の訂正発行登録書提出日(平成28年5月25日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について変更がありました。以下の内容は当該「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更箇所については_____ ̄で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載した将来に関する事項は、以下の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」に記載の事項を除き、当該事項は本発行登録書の訂正発行登録書提出日(平成28年5月25日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク」

平成28年5月12日提出の発行登録書からの変更箇所のみ下線を付しております。

(2) 自動車業界の競争激化の影響

(訂正前)

(略)

また、自動車業界の競争の熾烈化に伴い、新製品の開発サイクルがより短期的となっている中、当社グループは、平成28年4月20日、当社製軽自動車の型式認証において、当社が国土交通省に提出した燃費試験データについて、燃費を実際よりも良く見せるため、不正な操作が行われていたこと、及び国内法規で定められたものと異なる試験方法が取られていたことを公表した。当社は、この不正行為（以下「本件不正行為」という。）について客観的かつ徹底的な調査を行うため、同年4月26日に独立性のある外部有識者のみで構成される特別調査委員会を設置しており、現在、特別調査委員会により、事実関係の調査、原因分析及び再発防止策が検討されている。また、当社は、同年4月26日及び5月11日にも本件不正行為に関し国土交通省に対して報告書を追加提出した。本件不正行為により、当社は、顧客のニーズを捉えた軽自動車の次世代モデルを適時・適切に提供できないおそれがあり、また、当社のブランド及び信用の著しい低下により新製品が市場に十分に受けられない可能性がある。さらに、当社において、その他の現在販売している9車種及び、既に販売を終了した車種については、ヒアリングの結果、正しく走行抵抗を算出していなかったり、『RVR』などについて机上計算により算出したりしたものが疑われるため、測定データによる裏づけや経緯などを調査中で、別途、国土交通省に報告するが、今後、さらなる不正が発覚した場合には、当社グループの事業運営、経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。これに加えて、本件不正行為その他の影響により当社が価格、品質、安全性等の様々な面で顧客のニーズを捉えた新製品を適時・適切に提供できない場合、また当社の戦略商品が市場に十分に受け入れられない場合には、当社グループの事業運営、経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(略)

(訂正後)

(略)

また、自動車業界の競争の熾烈化に伴い、新製品の開発サイクルがより短期的となっている中、当社グループは、平成28年4月20日、当社製軽自動車の型式認証において、当社が国土交通省に提出した燃費試験データについて、燃費を実際よりも良く見せるため、不正な操作が行われていたこと、及び国内法規で定められたものと異なる試験方法が取られていたことを公表した。当社は、この不正行為（以下「本件不正行為」という。）について客観的かつ徹底的な調査を行うため、同年4月25日に独立性のある外部有識者のみで構成される特別調査委員会を設置しており、現在、特別調査委員会により、事実関係の調査、原因分析及び再発防止策が検討されている。また、当社は、同年4月26日及び5月11日にも本件不正行為に関し国土交通省に対して報告書を追加提出したほか、上記の当社製軽自動車以外にも、正しく走行抵抗を算出していなかったり、法で定められた書類に事実と異なる記載を行ったり、机上計算により走行抵抗を算出したり、他車の測定データを恣意的に組み合わせ使用したりした車種があったこと等について、平成28年5月18日にも国土交通省に対し報告書を追加提出した。本件不正行為により、当社は、顧客のニーズを捉えた軽自動車の次世代モデルを適時・適切に提供できないおそれがあり、また、当社のブランド及び信用の著しい低下により新製品が市場に十分に受けられない可能性がある。さらに、当社において、過去10年間における現行販売車以外（販売を終了している車両）について調査中で、別途、国土交通省に報告するが、今後、さらなる不正が発覚した場合には、当社グループの事業運営、経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。これに加えて、本件不正行為その他の影響により当社が価格、品質、安全性等の様々な面で顧客のニーズを捉えた新製品を適時・適切に提供できない場合、また当社の戦略商品が市場に十分に受け入れられない場合には、当社グループの事業運営、経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(略)